

議案第1号

横須賀市スポーツ推進計画の策定に係る意見照会について

スポーツ基本法第10条第2項の規定により、市長から意見を求められた横須賀市スポーツ推進計画を次のとおり策定することについて、別紙のとおり回答する。

平成30年2月7日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新倉聰

(提案理由)

横須賀市長から、「横須賀市スポーツ推進計画」の策定に関する意見聴取があったため、回答する必要がある。

(参照)

スポーツ基本法（抜粋）

第10条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。



横教総第 号
平成30年（2018年）月 日

横須賀市長
上 地 克 明 様

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聰

横須賀市スポーツ推進計画案に対する意見について
(回答)

スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づく平成30年1月16日付（横總行第56号）による「横須賀市スポーツ推進計画（案）」に対する意見照会については、平成30年2月7日に教育委員会会議を招集し審議した結果、下記のとおり議決しました。

記

計画案に異議はありません。

事務担当：教育総務部総務課
内線3611